

Tax Analysis

For more BEPS information,
please contact:

Transfer Pricing Shanghai

Eunice Kuo
Tel: +86 21 6141 1308
Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Hong Kong

Patrick Cheung
Tel: +852 2852 1095
Email: patcheung@deloitte.com.hk

International Tax Beijing

Jennifer Zhang
Tel: +86 21 8520 7638
Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Shanghai

Leonard Khaw
Tel: +86 21 6141 1498
Email: lkhaw@deloitte.com.cn

Hong Ye *

Tel: +86 21 6141 1171
Email: hoyeqinli@qinlilawfirm.com

Hong Kong

Anthony Lau
Tel: +852 2852 1082
Email: antlau@deloitte.com.hk

* Hong Ye is from Qin Li Law Firm, which is a Chinese law firm and forms part of the international Deloitte network. "Deloitte" is the brand under which tens of thousands of dedicated professionals in independent firms throughout the world collaborate to provide audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to select clients. Deloitte Legal means the legal practices of Deloitte Touche Tohmatsu Limited member firm affiliates that provide legal services and is one of the major legal practices around the world.

BEPS 行動計画 14 : 効果的な 紛争解決メカニズムの策定

経済協力開発機構（以下「OECD」）は2014年12月18日に税源浸食と利益移転（「Base Erosion and Profit Shifting」：以下「BEPS」）行動計画14：「効果的な紛争解決メカニズムの策定」に関するディスカッションドラフトを公布した。行動計画は、BEPSに対応するための行動は、企業にとっての確実性と予測可能性を高める行動で補完されなければならないと認識している。行動計画14は、相互協議（「Mutual Agreement Procedure」：以下「MAP」）を通じて租税条約上の紛争を解決する上での障害（ほとんどの租税条約に仲裁条項がないこと、MAPや仲裁の申立が特定の状況下で拒否される可能性があることなど）に対処するための解決策を探ることを目的としている。BEPSプロジェクトが将来における不確定性をもたらす中、行動計画14の内容は納税者にとって歓迎されるものといえるだろう。

ディスカッションドラフトは、行動計画14に基づく作業の初歩的な成果を含んでいる。行動計画14は、MAPを通じて租税条約上の紛争を解決する上での障害を識別し、これらの障害に対処するための実行可能な措置を策定することを目的としている。ディスカッションドラフトによれば、このディスカッションドラフトは、MAPを通じた租税条約上の紛争解決を段階的に改善していくための三面的なアプローチを導入する意図があるという広い文脈から読む必要がある。ここでいう三面的なアプローチとは、(i) OECDモデル租税条約に適合しない課税を効果的に解消するという政治的なコミットメント（このような政治的なコミットメントは、BEPSプロジェクトの政治的な側面を反映している）、(ii) MAPの適用性を高めるための新しい措置と改善された手続の提供（ディスカッションドラフトでは、想定される措置を説明している）、(iii) 政治的なコミットメントが適切に実行されているか否かをチェックするためのモニタリングメカニズムの確立である。

この三面的アプローチは、まず（BEPSプロジェクトを参照することにより）“政治的なコミットメント”を用いることによって、各国政府が推奨される政策を採用するよう後押しし、次に各国政府が潜在的な障害に対処するための具体的な措置を講じるようにすることを意図している。3つめは、政治的なコミットメントの実行を確保するための事後的なモニタリングメカニズムを設けるということである。

ディスカッションドラフトにおける観点と提案は、OECD租税委員会またはその下部機関の総意を表すものではなく、利害関係者に分析とコメントを求めるための実質的な提案を提示することを意図している。また、強制的で拘束力のある仲裁は、MAPにおける権限ある当局間の合意を妨げる問題を解決するための適切なツールであるということについて、OECD/G20 BEPSプロジェクトに関与している全ての国が同意しているわけではないということ、ディスカッションドラフトでは述べている。

指導原則

ディスカッションドラフトは、行動計画14の作業を通じて、現状において存在

する租税条約上の紛争解決の妨げとなっている障害に対処することを意図した具体的な措置の採用により、MAPのプロセスを実質的に改善するための政治的なコミットメントを得ることが期待されると述べている。政治的なコミットメントとそれを実行するための措置は以下の4つの原則に従うこととされている。

1. 相互協議に関する租税条約上の義務を、誠意をもって履行すること
2. 行政手続により租税条約上の紛争の防止と解決を促すこと
3. 適格の納税者が相互協議を申請できるようにすること
4. 相互協議に入った紛争案件を解決すること

ディスカッションドラフトは上述の各原則について、MAPを通じて租税条約上の紛争を解決する上での障害を挙げるとともに、これらの障害に対処するためのオプションを提示している。

相互協議に関する租税条約上の義務を、誠意をもって履行すること

ディスカッションドラフトは、OECDモデル租税条約第25条の履行を妨げる可能性のある2つの障害について指摘している。

まず、ディスカッションドラフトで述べているように、OECDモデル租税条約第25条第2項では、権限のある当局は相互協議を通じてMAP案件の解決に「努めなければならない」と規定されているが、MAP案件を解決する「義務」がないこと自体が紛争を解決する上での障害になっていると議論されてきた。そのため、ディスカッションドラフトは、OECDモデル租税条約第25条のコメンタリーに、「相互協議を通じて租税条約に適合しない課税案件を解決することは、締約国が負うべき義務の不可分の一部であり、締約国は誠意をもってこれを履行しなければならない」、「権限のある当局は、租税条約の条項と国際法の原則に従って、実際の状況に基づき、原則に基づく公正かつ客観的な方法で案件の解決を図る義務がある」という文言を加えることを提言している。

次に、OECDモデル租税条約第25条第2項の規定がない状況において、締約相手国による移転価格調整から生じる可能性のある経済的二重課税について、対応的調整を行うか、または納税者にMAPの申立を認める義務はないという立場をとる国もあるとディスカッションドラフトでは述べている。ディスカッションドラフトはこの問題に対処するための、一見して簡単な解決策を提示している。即ち、OECDモデル租税条約第9条第2項の内容を租税条約に取り入れ、適切な場合には、BEPS行動計画15で取り扱う多国間協定を利用するというものである。

行政手続により租税条約上の紛争の防止と解決を促すこと

ディスカッションドラフトは、権限のある当局が十分かつ効果的に任務を遂行できる環境を確保する上で、適切な税務行政実務が重要であると認めている。権限のある当局が税務行政上の監査または調査の機能から独立していないこと、リソースが不足していること（人員、資金、トレーニングの不足等）または権限のある当局が不適切な業績指標によって評価されることなどを含む、MAPの有効性の妨げとなる様々な障害がある。さらに、租税条約の解釈や適用に関わる一般的事項について、権限のある当局はモデル条約第25条第3項に基づいて、相互協議により潜在的な紛争の事前的な解決を図るとは限らず、二国間の事前確認協議（“Advance Pricing Agreement”：以下「APA」）を実施していない国、またはその他の課税年度の問題をMAPやAPAを通じて解決する可能性を考慮していない国もあるかもしれない。

ディスカッションドラフトは、一部の国では、現場の調査担当官が納税者に対し、相互協議を申し立てる権利を行使しないよう働きかける可能性があることと認識している。例えば、納税者がMAPを申し立てる権利を放棄する見返りとして、罰金を科さないか、調整金額を下げることに税務当局は同意するかもしれない。我々の経験によれば、税務調査においてこのようなオプションが納税者に提示されるケースは少なくない。

OECD税務長官会議のMAPフォーラム（“Forum on Tax Administration’s MAP Forum”：以下「FTA MAPフォーラム」）¹でも同時に、租税条約上の紛争の防止と解決を促すための行政手続の改善に取り組んでいる。FTA MAPフォーラムは、原則または手続に関して国際的規範に合わない税務調査が相互協議を機能させる上での大きな妨げになる可能性があることと認識しており、税務調査の実務に戦略的な焦点を当てている。ディスカッションドラフトは、BEPS行動計画14とFTA MAPフォーラムの作業の成果は相互補完的なものになるであろうと述べている。

ディスカッションドラフトは、紛争解決の障害を取り除くための多くのオプションを提示しており、その大部分は、OECDの「実効的な相互協議マニュアル」²に含まれるベストプラクティスの採用をコミットすることを参加国に提言するものである。また、ディスカッションドラフトは、二国間APAの実施、および繰り返し発生する問題やAPAのロールバックに関して納税者がMAPを求めることを認めるための手続の実施を参加国がコミットするというオプションも提示している。ディスカッションドラフトの提示するオプションは歓迎されるべきものではあるが、各国が多くの障害を克服するための真の変化を求めることには、本来的な困難が存在する。

¹ “Multilateral Strategic Plan on Mutual Agreement Procedures: A Vision for Continuous MAP Improvement” <http://www.oecd.org/site/ctpfta/map-strategic-plan.pdf> を参照。

² <http://www.oecd.org/ctp/38061910.pdf> を参照。

適格の納税者が相互協議を申請できるようにすること

ディスカッションドラフトでは、納税者が適切に MAP の申立をすることを妨げるか、または MAP を申し立てようとする納税者に対して過度の負担をかける可能性のある 8 つの潜在的な障害を挙げている。これらの障害には、MAP を申し立て、運用するための手続の複雑性と透明性の欠如、MAP の申立をする際の過度あるいは甚だしく煩雑な資料作成の要求、国内法または租税条約に基づく濫用防止ルールが適用される場合の MAP の申立に係る規定の適用に関する不明瞭さ、一方の権限ある当局のみが納税者の異議は正当ではないと考えるケース、国内法に基づく救済手段と MAP との間の相互作用、MAP を申し立てるためには係争中の税金を納付しなければならないという要求から生じる潜在的な財務上の問題、MAP の申立に係る期間制限、国外における自主調整に関連する問題が含まれる。

ディスカッションドラフトが提示する上述の障害を取り除くためのオプションには以下が含まれる。

- 各国が MAP を運用するためのルール、ガイドラインおよび手続を策定、公布し、授権された権限のある当局の機能を果たす政府機関を明らかにすること（連絡先の詳細を公布することを含む）をコミットすること
- 各国が MAP を提起する際に提出が必要となる特定の情報と資料を明らかにし、情報を出す納税者の負担のバランスをとることをコミットすること
- 濫用防止条項が適用される場合の MAP の適用可能性を明確にすること
- MAP の申立を受けた権限のある当局が、納税者の異議は正当ではないと考える場合の二国間の通知またはコンサルテーションのプロセスについて各国がコミットすること
- モデル条約第 25 条のコメンタリーにある「納税者の異議が正当であると考えられる場合」という文言の意味を明確にすること
- いずれの締約国の権限のある当局に対しても MAP の申立ができるようにするために、モデル条約第 25 条 1 項を改訂すること
- MAP と国内法に基づく救済手段との関係を明確にすること（ガイドラインの公布を含む）を参加各国がコミットすること
- 税金の徴収と MAP 手続に関わる問題について明確にすること（未解決の MAP 案件については、税金の徴収を一時停止するようにモデル条約第 25 条のコメンタリーを改訂する可能性を含む）。
- MAP の申立に係る期間制限に関わる問題について明確にし、租税条約に第 25 条第 2 項の 2 つ目の文章（「成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない」）を加えること
- 国外において自主調整を行った場合に、MAP を通じて二重課税を解消できる状況を明らかにするために、モデル条約第 7 条、第 9 条および 25 条のコメンタリーを改訂すること

相互協議に入った紛争案件を解決すること

ディスカッションドラフトは、MAP を通じて租税条約上の紛争を解決する上での主な障害のいくつかは、MAP のプロセスに関連すると述べている。これには、MAP 案件を解決するための原則に基づいたアプローチの欠如、権限のある当局との協力的で透明性のある、あるいは良好な業務関係の欠如、全ての MAP 案件を解決するためのメカニズム（例えば、MAP に関する仲裁手続）の欠如、多国間の MAP や APA に関連する問題、MAP における利息や罰金に関する問題等が含まれる。

BEPS プロジェクトの成果と新しい租税条約および移転価格ルールの導入に伴い、これらの障害はより顕著になる可能性がある。

ディスカッションドラフトでは、上述した障害を克服するための様々なオプションについて模索している。その多くは OECD の「実効的な相互協議マニュアル」に含まれるベストプラクティスを採用しようとするものである。ディスカッションドラフトでは、MAP の仲裁に関する主な政策と実務上の問題、およびそれらに対処するためのオプションについても検討している。ディスカッションドラフトを読むと、全ての OECD 加盟国が強制的で拘束力のある MAP の仲裁を採用する意向を持つわけではないことがわかる。MAP の仲裁に関する問題に対処するためのオプションには、各国が MAP の仲裁条項を全く採用しないよりも、限られた範囲の仲裁条項を採用することを奨励するために、MAP の仲裁手続の適用範囲を自国の状況に合うようにすることを検討できるようにすること、適切な状況下で MAP の仲裁手続を遅らせることを認めるために、OECD モデル条約第 25 条第 5 項を改訂することを含む。さらに、ディスカッションドラフトは、MAP の仲裁決定をどのような形で行うかについてのコメントも求めている（例えば、独立の意見（independent opinion）に従って仲裁する方式か、あるいは“野球仲裁”（baseball arbitration）の方式か）。

長きにわたり納税者に影響を与えてきた重要な課題の一つは、多国間の国際税務紛争を解決するための効果的なメカニズムの必要性である。ディスカッションドラフトは、グローバル化のペースが加速化する中でこの問題は確かに存在しているとして、多国間紛争が発生する可能性のある状況を明らかにしているが、これらの問題に対処するためのオプションは示していない。ディスカッションドラフトは、3 つの多国間紛争の例を挙げている。(i) 三角事案

(triangular cases) (A 国の企業が B 国にある恒久的施設を通じて商品またはサービスを C 国にある関連企業に移転する取引に対して、B 国の税務当局が移転価格調整を行った場合)、(ii) 一方の国において生じた調整により、他方の国において連鎖的な調整が生じる場合、(iii) 多国籍企業グループのメンバー企業がグループ内の他のメンバー企業のた

めに何らかの機能を担っており、その対価の支払に対し、グループ内の他のメンバー企業の所在国においてそれぞれ異なる移転価格調整が行われた場合、である。ディスカッションドラフトはコメントを寄せる者に対し、MAPの問題が生じるようなその他の多国間紛争の例をより多く挙げるよう求めている。

中国大陸における実務

我々が見るところ、中国国家税務総局（SAT）は近年、MAP 案件に大きな関心を払い、一定の成果を上げ、多くの多国籍企業の二重課税問題の解決を図ってきた。同時に、実務面では、SAT は日々複雑化する MAP 案件に対処するため、専門チームの拡充を図り、専門能力を向上させようとしている。

中国は、すでに世界におけるほとんどの主要な国または地域と租税条約を締結しているため、理論的にはほとんどのクロスボーダーの税務紛争は、租税条約における MAP 条項により解決することができる。しかしながら、ディスカッションドラフトにある、MAP における様々な障害に対処するためのオプションについて、SAT がどのような見解を持つかは現段階ではまだ明らかではない。近い将来に予定されている国税発[2009]2 号通達の改正において、SAT の見解が示されることが期待されている。

結論

ディスカッションドラフトはその冒頭部において、国際税務と移転価格に関する論争が増えているという OECD の所見を述べており、我々は、不確定性のある BEPS の世界において、税務関連の論争は世界中で増加し続けるだろうと推測している。行動計画 14 は、障害が多く、効率的でない現行の MAP を、個々の条約を改訂することなく、より全面的かつ広範に修正するためのユニークな機会を提供しているといえる。

以上から、BEPS 行動計画 14 に関するディスカッションドラフトは、納税者にとって歓迎されるべきものといえる。冒頭で述べたように、ディスカッションドラフトは、MAP を通じた租税条約上の紛争解決を段階的に改善していくための三面的なアプローチを導入する意図があるという広い文脈から読む必要がある。OECD は行動計画 14 の作業によって政治的なコミットメントを得て、租税条約上の紛争解決の妨げとなっている障害に対処することを目的とした具体的な措置を採用することにより、MAP のプロセスを実質的に改善することを期待している。これは前述した 4 つの原則に従うことになる。

OECD はディスカッションドラフトについて、2015 年 1 月 16 日を期限として関係者からのコメントを募集した。集められたコメントは追って公開される予定である。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

Beijing

Kevin Ng

Partner

Tel: +86 10 8520 7501

Fax: +86 10 8518 7501

Email: keving@deloitte.com.cn

Hong Kong

Sarah Chin

Partner

Tel: +852 2852 6440

Fax: +852 2520 6205

Email: sachin@deloitte.com.hk

Shenzhen

Sarah Chin

Partner

Tel: +86 755 8246 3255

Fax: +86 755 8246 3186

Email: sachin@deloitte.com.hk

Chongqing

Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 6310 6206

Fax: +86 23 6310 6170

Email: ftang@deloitte.com.cn

Jinan

Beth Jiang

Director

Tel: +86 531 8518 1058

Fax: +86 531 8518 1068

Email: betjiang@deloitte.com.cn

Suzhou

Frank Xu / Maria Liang

Partner

Tel: +86 512 6289 1318 / 1328

Fax: +86 512 6762 3338

Email: frakxu@deloitte.com.cn
mliang@deloitte.com.cn

Dalian

Frank Tang

Partner

Tel: +86 411 8371 2888

Fax: +86 411 8360 3297

Email: ftang@deloitte.com.cn

Macau

Sarah Chin

Partner

Tel: +853 2871 2998

Fax: +853 2871 3033

Email: sachin@deloitte.com.hk

Tianjin

Jason Su

Partner

Tel: +86 22 2320 6680

Fax: +86 22 2320 6699

Email: jassu@deloitte.com.cn

Guangzhou

Sarah Chin

Partner

Tel: +86 20 8396 9228

Fax: +86 20 3888 0121

Email: sachin@deloitte.com.hk

Nanjing

Frank Xu

Partner

Tel: +86 25 5791 5208

Fax: +86 25 8691 8776

Email: frakxu@deloitte.com.cn

Wuhan

Justin Zhu

Partner

Tel: +86 27 8526 6618

Fax: +86 27 8526 7032

Email: juszhu@deloitte.com.cn

Hangzhou

Qiang Lu

Partner

Tel: +86 571 2811 1901

Fax: +86 571 2811 1904

Email: qilulu@deloitte.com.cn

Shanghai

Eunice Kuo

Partner

Tel: +86 21 6141 1308

Fax: +86 21 6335 0003

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Xiamen

Sarah Chin

Partner

Tel: +86 592 2107 298

Fax: +86 592 2107 259

Email: sachin@deloitte.com.hk

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader

Leonard Khaw

Partner

Tel: +86 21 6141 1498

Fax: +86 21 6335 0003

Email: lkhaw@deloitte.com.cn

Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7511

Fax: +86 10 8518 1326

Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Davy Yun

Partner

Tel: +852 2852 6538

Fax: +852 2520 6205

Email: dyun@deloitte.com.hk

Southern China (Mainland/Macau)

German Cheung

Director

Tel: +86 20 2831 1369

Fax: +86 20 3888 0121

Email: gercheung@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Director

Tel: +86 21 6141 1262

Fax: +86 21 6335 0003

Email: kzhu@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at wanluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.

日系企業担当者

上海

大久保 孝一
パートナー
TEL : +86 21 6141 2128
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙
ディレクター
TEL : +86 21 6141 1703
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : msha@deloitte.com.cn

上海

上田 博規
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司
マネジャー
TEL : +86 755 3331 8116
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁
シニアマネジャー
TEL : +86 411 8371 2850
FAX : +86 411 8360 3297
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

大穂 幸太
マネジャー
TEL : +86 21 6141 1711
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : koho@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー
TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴
シニアマネジャー
TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行
パートナー
TEL : +852 2852 6592
FAX : +852 2542 4597
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

片岡 伴維
マネジャー
TEL : +86 21 2316 6687
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : tkataoka@deloitte.com.cn

上海

渡邊 崇
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1702
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : takwatanabe@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー
TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

広州

前川 邦夫
マネジャー
TEL : +86 20 2831 1050
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : kmaekawa@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太朗
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6545
FAX : +852 2542 4597
Email: ssugihara@deloitte.com.hk

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/cn/en/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 200,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

About Deloitte in Greater China

We are one of the leading professional services providers with 22 offices in Beijing, Hong Kong, Shanghai, Taipei, Chengdu, Chongqing, Dalian, Guangzhou, Hangzhou, Harbin, Hsinchu, Jinan, Kaohsiung, Macau, Nanjing, Shenzhen, Suzhou, Taichung, Tainan, Tianjin, Wuhan and Xiamen in Greater China. We have nearly 13,500 people working on a collaborative basis to serve clients, subject to local applicable laws.

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, tax, consulting and financial advisory services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.